

立川市教育委員会 殿

学校名 立川市立西砂小学校

校長名 小 崎 仁 印

平成31年度 特別支援教室の教育課程について (届)

学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、特別支援教室による指導の教育課程を下記のとおりお届けします。

記

1 特別支援教室の教育目標

- ・社会的自立を目指し、状態の緩和及び改善を図るため、自立活動を通して、自分の考えをもち、必要な知識・態度・習慣を身に付けることができる児童の育成を目指す。
- ・児童一人一人の教育的ニーズに合わせて各教科の内容を取り扱った自立活動の指導を行い、学校生活に自信をもって参加する児童の育成を目指す。

2 教育目標を達成するための基本方針

- ・個別指導計画を作成し、一人一人のニーズに合った指導を行う。
- ・自立活動を基本とした学習を組み、児童の実態や発達段階に応じて適切な指導時間を設定する。
- ・児童の実態や指導内容に応じ、個別指導や小集団指導を用いるなど、学習形態を工夫する。
- ・児童の実態分析に、知能・心理・言語などの各検査結果を活用し、実態把握の精度を高める。
- ・保護者及び校内委員会との連携を密にし、指導方針や指導内容などについての共通理解を図る。

3 指導の重点

- ・自立活動を通して、児童の課題の改善を目指す。
- ・児童の実態に応じて情緒の安定を図り、意思の伝達や、他者意識をもたせる指導を重視する。
- ・様々な指導場面を通して、規則や規律を守ることの大切さ、コミュニケーション能力の育成を図る。
- ・各教科の内容を取り扱った指導は、児童一人一人の認知特性に合わせた指導内容を精選して行い、学習のつまづきを改善し、学習意欲を高めさせる。
- ・児童の興味・関心に基づく教材・教具を活用し、達成感や成就感を味わわせるための指導を行う。

4 その他の配慮事項

- ・当該児童の担任や特別支援教育コーディネーターなどと情報交換し連携を図る。
- ・個別指導計画の作成は、保護者及び校内委員会での話し合いを重視し、学校生活支援シート(個別の教育支援計画)を参考にしながら、指導方針を明確にする。
- ・在籍学級の授業参観を適宜行い、実態把握と特別支援教室における指導の成果を把握し、在籍学級及び特別支援教室の指導内容・方法の改善に役立てる。
- ・在籍学級担任、保護者による本教室の授業参観を行い、成果や課題についての共通理解を図る。
- ・保護者とは個人面談や連絡帳などを活用して情報交換を行い、成果や課題の共通理解を図る。
- ・該当児童の関わる医療、療育機関や教育相談等と連携を図り、情報を共有し適切な指導を行う。
- ・臨床発達心理士と情報を共有し、多面的に児童の理解を図る。
- ・教室での教育活動を円滑にするために、特別支援教室専門員と密に情報交換をし、連携を図る。